

⑪ 消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書

提出時期 やむを得ない事情がやんだ日から2月以内

やむを得ない事情により、その課税期間開始前に「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」の提出ができなかった場合には、「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」と併せて「**消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」をやむを得ない事情がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けることにより、その課税期間の初日の前日に「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から課税事業者の選択をし、又は選択をやめることができます。

* **やむを得ない事情とは**、次の1から4までをいいます（「⑫消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」における「やむを得ない事情」も同様です。）。

- 1 震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人的災害で自己の責任によらないものに起因する災害が発生したことにより、消費税課税事業者選択（不適用）届出書又は消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書（以下2及び3において「届出書」といいます。）の提出ができない状況になったと認められる場合
- 2 1に規定する災害に準ずるような状況又はその事業者の責めに帰することができない状態にあることにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
- 3 その課税期間の末日前おおむね1月以内に相続があったことにより、その相続に係る相続人が新たに届出書を提出できる個人事業者となった場合
- 4 1から3までに準ずる事情がある場合で、税務署長がやむを得ないと認めた場合

⑫ 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書

提出時期 やむを得ない事情がやんだ日から2月以内

やむを得ない事情（⑪参照）により、その課税期間開始前に「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」の提出ができなかった場合には、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」と併せて「**消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」をやむを得ない事情がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けることにより、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から簡易課税制度の選択をし、又は選択をやめることができます。

⑬ 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書

提出時期 災害等のやむを得ない理由がやんだ日から2月以内

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」と併せて「**災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」を災害等のやむを得ない理由がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間等の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

* **災害その他やむを得ない理由とは**、次の1から3までをいいます。

- 1 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- 2 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
- 3 1又は2に掲げる災害に準ずる自己の責めに帰さないやむを得ない事実